



労働許可書 - 行政手続は容易にならず！

2011年6月17日、政府によりベトナム国内で就労する外国人の雇用・管理に関する2008年3月25日付け Decree 34/2008/ND-CP の一部条項を修正、補足する Decree 46/2011/ND-CP (以下、Decree 46) が発行されました。Decree 46 は政府の国内労働者の権利保護及びベトナム国内で就労する外国人の法的コンプライアンスに対する決意を示していると思われます。新たな Decree は新しい規則を補足すると共に、ベトナム国内で就労する外国人の雇用に関する現行規則を詳細化しました。特筆すべき重要な点を以下に記します。

外国人の応募申請書類に関する

特定な職業に対する学位(専門・技術的証拠となる)を有しない外国労働者は、5年間の経験があること証明する確認書又は労働許可書又は労働契約書の提出が求められますが、該当書類は元事業体・機構・組織からの証明の必要があります。

その他に、海外で発行された専門的証拠、法的履歴書、健康診断書などの書類は合法化する必要はありません。但し、ベトナムの規則に基づいて、ベトナム語に翻訳し、公証を受ける必要があります。この規定は外国人に対する行政手続を迅速化する、新ステップと思われるかもしれませんが、実際にはそうではありません。公証人役場と司法所の担当者によると、彼らは合法化されていない海外での発行書類を翻訳、公証をすることを受付けません。

ベトナムに於ける外国契約者(請負業者)のプロジェクトを実施するために、ベトナムに派遣される外国人に関する規則の補充

Decree 46 はベトナムに於ける外国契約者(請負業者)の外国労働者の雇用活動に対して更に密接に規定をしています。

入札書類の作成段階で、投資家は法律に基づいてベトナム労働者及び外国人労働者の使用計画を立案し、ベトナム労働者の使用を優先しなければなりません。外国人の使用を必要とするプロジェクトは投資家の入札書類に外国人の人数、担当業務、専門資格、経験、勤務時間などの詳細を規定しなければなりません。

契約を実施する際に、外国契約者(請負業者)は入札書類に規定したベトナム労働者・外国人労働者の使用方法を遵守しなければなりません。労働者を調整、補足する需要が発生するした場合、投資家に調整・補足を申請し、承認を得る必要があります。

外国人がベトナムで勤務開始をする以前に、外国契約者(請負業者)は労働許可書の申請手続きを遂行しなければなりません。

労働許可書の取得が免除される、ベトナム国内で就労する外国人の対象が追加された

Decree 34 に規定される労働許可書の取得が免除される 7 点の対象とは別に、Decree46 により以下の対象が追加されました。

- ▶ 駐在事務所の所長、プロジェクトオフィス・マネージャ或いはベトナムに於ける活動を実施する代表者として外国の非政府組織から委任された外国人；
- ▶ 販売サービス、通信サービス、建設サービス、物流サービス、教育サービス、環境サービス、金融サービス、医療サービス、旅行サービス、文化的なサービスや輸送サービスなど世界貿易機関(WTO)とベトナムとの特定サービススケジュールの一部サービス業に属する事業体内部で異動する外国人；
- ▶ ベトナム権限機関と外国により締結した政府開発援助(ODA)に関する国際条約に規定される、或いは合意される ODA 資金を使用するプログラム、プロジェクトの専門、技術に関するコンサルタントサービスの提供、又は該当プログラム・プロジェクトの研究、建設、審査、フォロー、評価、管理及び実施をするために、ベトナムで就労する外国人；
- ▶ 法律に基づき、外務省によってベトナムで通信・新聞活動の許可書を発行された外国人；
- ▶ 首相の規定に基づくその他の外国人

労働許可書の再発行

Decree 34 に規定された失われた労働許可証と破損した労働許可証の 2 つのケースの場合とは別に、Decree 46 は「労働許可書に記載したパスポート・就職場所の変更の場合」を追加規定しました。

再度発行される労働許可書の有効期間は、元の労働許可書の有効期間から再発行申請までの外国人が実際に就労期間を引いた期間とされます。

労働傷病兵社会福祉省、公安省、司法省及び外務省との緊密な協力

労働傷病兵社会福祉省/地方労働傷病兵社会福祉局は公安省に合法的な労働許可証を有しない外国人に関する詳細情報を提供します。

公安省は労働許可書を有しない或いは期限を修了した労働許可書又は不合法な労働許可書を有する外国人にビザを発行しません。

上記は政府がベトナム国内で就労する外国人をさらに厳しく管理をする為の措置だと考えられます。

まとめと結論

Decree 46 はベトナム国内で就労する外国人の管理に於いて、適用対象、労働許可書の申請書類、申請手順、期限延長、再発行に関する規定を追加しました。

Decree 46 は 2011 年 8 月 1 日より発効します。本 Decree には「有効日より 60 日後(2012 年 2 月 1 日)にベトナム国内で就労する外個人が労働許可書を有しない、或いは規定に従って労働許可書の発行申請書類を提出しない外国人に対して、労働傷病兵社会福祉省は公安機関に該当する外国人の国外退去或いは強制送還を求めると指定しています。

労働傷病兵社会福祉省より速やかに Decree 46 の施行ガイドラインとなる Circular を公布されると思われますので、その時に再度最新の情報をお届けいたします。お問い合わせ等がございましたら、いつでも弊社までご相談ください。

お問い合わせ先

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する税務及びアドバイザリー業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

ハノイ事務所

Huong Vu

huong.vu@vn.ey.com

パートナー

安西 冬樹

fuyuki.anzai@vn.ey.com

日系企業担当マネージャー

ホーチミン事務所

Christopher Butler

christopher.butler@vn.ey.com

パートナー

Sarah Jubb

sarah.jubb@vn.ey.com

ディレクター

小野瀬 貴久

takahisa.onose@vn.ey.com

日系企業担当マネージャー

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction
| Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、トランザクション、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している14万1,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となって、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。詳細につきましては、www.ey.comをご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供していません。

©2011 Ernst & Young Vietnam Limited.

All Rights Reserved.

FEA no. 16000166

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的なガイダンスとしての使用を意図していません。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。Ernst & Young Vietnam Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成するその他メンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーにご相談ください。

www.ey.com/vn